

7/12 (火)の発表



報道発表資料の配付日時 7月12日(火)

発表項目	豊頃町 大津漁港の利用にあたっての注意喚起について
概要	<p>釣りははじめとするレクリエーションなどで、多くの方々が漁港を利用する中、漁港の利用を巡る様々なトラブルも発生しています。</p> <p>このため、地元関係者と連携して、次のとおり豊頃町大津漁港の利用者に注意喚起を行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 背景 道では、防波堤など漁港内の危険な場所に立ち入らないよう、看板設置して注意喚起を行っておりますが、依然として防波堤に立ち入って釣りをする方々や、道具保管箱や自転車などを無許可で防波堤内に設置する行為が後を絶ちません。大津漁港では、平成29年に防波堤で釣り人が海中転落する事故が発生しており、漁港内の危険な場所で釣りを行わないよう、また、漁港施設で不法占有を行わないよう、これから迎える秋サケシーズンを前に、今一度、注意喚起を行う必要があります。</p> <p>2 取組内容 大津漁港において、『(1)漁港利用者への啓発冊子の配布』、『(2)防波堤内の不法占有物の撤去告知』の取組を行います。</p> <p>3 日時及び場所 令和4年7月13日(水)13時30分～ 大津町 大津漁港内</p> <p>4 地元関係者 広尾海上保安署、豊頃町役場、大津漁業協同組合、池田警察署</p>
参考	<p>漁港施設内を無許可占有する行為は、北海道漁港管理条例で禁止されています。【北海道漁港管理条例第12条第1項】</p> <p>漁港施設を占有する場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>※罰則:5万円以下の過料(同条例第21条)</p>
報道(取材)に当たってのお願い	<p>また、取材に当たってはマスクの着用など新型コロナウイルス感染症防止に、ご協力をお願いします。</p>
他のクラブとの関係	<p>同時配付 同時レク 記者レク</p>
その他	<p>今後8月中に、不法占有物の撤去及び立入禁止柵の新設を実施予定</p>
担当(連絡先)	<p>北海道十勝総合振興局産業振興部水産課長 泉 善友 (担当:水産振興係 千葉) TEL 0155-26-9058(直通)</p>